

令和8年度における「安全運転管理者等講習」 の委託に係る公安委員会認定の申請受付について

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第3項の規定に基づき、福島県公安委員会が委託をする講習については、道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号)第38条の3の規定により、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると福島県公安委員会が認めた者に委託することとされています。

このため、講習の受託契約をしようとする者は、事前に福島県公安委員会から講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められている(公安委員会の認定を受けている)必要があります。

令和7年度における安全運転管理者等講習の委託に係る公安委員会認定の申請受付については、下記のとおり行います。

1 申請要領

- (1) 新たに認定を受けようとする者
下記申請書類一覧表の番号1から番号11までの書類を提出してください。
- (2) 前年に引き続き継続して認定を受けようとする者
下記申請書類一覧表の番号1の書類に、現在の指令書(公安委員会が認定をした旨が記載された文書)の写しを添付して提出してください。

2 講習指導員の要件(次のいずれにも該当する者であること。)

- (1) 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受けていること。
- (2) 自動車の運転管理に関し2年以上の実務経験を有する者又は運行管理に関する専門的な教習を終了するなどして、これと同等以上の能力を有する者であること。

3 申請要件

- (1) 新たに認定を受けようとする者
別紙「福島県公安委員会公告第1号」の基準を満たすほか、上記2の講習指導員を2名以上置くことができること。
- (2) 前年に引き続き継続して認定を受けようとする者
安全運転管理者等講習につき、現在、福島県公安委員会の認定を受けていること。

4 申請手続

- (1) 受付期間
令和8年1月14日(水)から2月13日(金)までの午前9時から午後4時までの間
※ 土日祝日を除く。
- (2) 申請書の提出先等
福島県福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部交通部交通企画課
直接持参し、提出してください。
- (3) 提出部数
1部
- (4) 問合せ先
福島県警察本部交通部交通企画課(安全運転管理係)
TEL 024-522-2151(内線5035)

5 結果の通知

書面にて通知します。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、申請者の負担となります。
- (2) 提出書類は、上記1に記載された番号の順に編綴して提出してください。
- (3) 上記1に掲げた提出書類の全てが揃っていない場合は、申請を受け付けること
ができませんので、提出する前によく確認してください。
- (4) 提出資料は返却いたしません。

申 請 書 類 一 覧 表

番号	提出書類	書類様式
1	申請書	様式第1号
2	定款及び履歴事項全部証明書若しくは登記簿謄本	
3	県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面	
4	消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面	
5	直近の決算報告書	
6	役員等の氏名、生年月日及び住所を記載した名簿	様式第2号
7	法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないことを確約する書面	様式第3号
	(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	(2) 禁錮以上の刑に処せられ又は法第75条第1項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	
	(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行おうそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者	
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者	
	(5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6) 心身の障害により講習業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者	
	適正に業務を推進できることを確約する書面	
8	講習指導員の名簿	様式第4号
9	実施責任者の履歴書	様式第5号
10	講習指導員について、講習指導員の要件に該当する者であることを証する履歴書	様式第6号
11	講習を行うのに必要な資機材等を準備し、それらの資機材を搬送するのに適した車両を有していることを証する書面	様式第7号

別紙

福島県公安委員会公告第1号

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると福島県公安委員会が認める者の基準については、次のとおりである。平成27年福島県公安委員会公告第3号は、廃止する。

令和2年1月28日

福島県公安委員会委員長 森岡 幸江

1 組織に関すること

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。
- (2) 法人等の役員（講習を行う社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し講習を行う社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第1項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - カ 心身の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- (3) 福島県内に事務所を有していること。
- (4) 法人等の責任者と講習に従事する職員が直接的な雇用関係にあり、かつ、職員に講習を専従させることができること。

2 設備に関すること

- (1) 福島県公安委員会が指定する場所で講習が実施できるほか、講習の種別に応じ、講習場所を確保できること。
- (2) 講習を行うために必要な資機材等を準備し、それらの資機材を搬送するのに適した車両を有していること。

3 能力に関すること

- (1) 講習の種別に応じ、講習に従事する職員を必要数配置できること。
- (2) 講習を行う責任者を配置すること。また、講習に関しトラブルが生じた場合は、その責任者において即時対応が可能であること。

様式第1号

申 請 書

令和 年 月 日

福島県公安委員会

申請者 所在地
名 称
電話番号
(代表者) 職
氏名

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習につ
き、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、福島県
公安委員会の認定を受けるため、書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

役員名簿

誓 約 書

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習について、福島県公安委員会公告第1号の基準を満たしていることを誓約します。

福島県公安委員会

令和 年 月 日

申請者 所在地
名称
(代表者) 職
氏名

様式第4号

講 習 指 導 員 名 簿

令和 年 月 日現在

備考 責任者から順に記載すること。

実施責任者履歴書

本籍 住所	
ふりがな 氏名 生年月日	
学歴	
職歴 〔業務係名 従事年数等〕	
賞罰	
運転免許種別 及び取得年月日	
備考	

講習指導員履歴書

本籍 住所	
ふりがな 氏名 生年月日	
学歴	
職歴 〔業務係名 従事年数等〕	
賞罰	
運転免許種別 及び取得年月日	
備考	

資機材及び車両一覧

ふりがな 法人等の名称		所在地		
番号	資機材・車両名	台数	所有者	備考

備考 リース等により所有者が異なる場合は、所有者欄にその旨を記載すること。また、備考欄にリース期間等を記載すること。